

名古屋市新事業創出資金のご案内

1 ご利用いただける方

名古屋市内で開業予定、または開業した個人または会社で、次の①～⑥のいずれかに該当すること

- ①事業を営んでいない個人で、**1か月以内に新たに開業**すること
- ②事業を営んでいない個人が、新たに開業してから5年未満であること
- ③事業を営んでいない個人で、**2か月以内に新たに会社を設立**すること
- ④事業を営んでいない個人が、会社を設立してから5年未満であること
- ⑤創業者である個人事業主が設立した会社であり、創業（事業開始）から5年未満であること
- ⑥会社が、新たに会社を設立（分社化）しようとするか、または、新たに設立（分社化）された会社で設立してから5年未満であること

（①、③の場合で特定創業支援等事業（※）により支援を受けた方は6か月以内）

※特定創業支援等事業とは、創業者の経営・財務・人材育成・販路開拓の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取り組みです。

【スタートアップ創出促進保証制度を兼ねる場合】

市内で開業する会社で、上記③～⑥のいずれかに該当すること

- ・税務申告1期末終了者については、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有する必要があります。
- ・融資実行を受けた後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受ける必要があります。



ご注意ください！

開業前の方（上記①、③に該当する方）は、**名古屋市内に住所があること**が必要です。

2 融資条件

融資限度額	3,500万円														
資金使途	運転資金、設備資金 ※ただし、新会社設立のための資本金（株式取得資金）等対象とならない資金もあります。														
融資期間	<table><tr><th colspan="3">運転資金、設備資金</th><th>設備資金</th></tr><tr><td>3年以内</td><td>5年以内</td><td>7年以内</td><td>10年以内</td></tr><tr><td>年 1.0%</td><td>年 1.1%</td><td>年 1.2%</td><td>年 1.3%</td></tr></table>			運転資金、設備資金			設備資金	3年以内	5年以内	7年以内	10年以内	年 1.0%	年 1.1%	年 1.2%	年 1.3%
運転資金、設備資金			設備資金												
3年以内	5年以内	7年以内	10年以内												
年 1.0%	年 1.1%	年 1.2%	年 1.3%												
融資利率	※12ヶ月以内の据置期間を含みます（一部例外があります）。 ※令和5年度以降に名古屋市スタートアップ企業支援補助金において、一定の評価を受けた場合は利率を0.1%引き下げます。														
返済方法	分割返済														
保証料率	年0.79% ※スタートアップ創出促進保証制度を兼ねる場合、年0.99%														
担保	不要														
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外は原則不要です。 スタートアップ創出促進保証制度を兼ねる場合は不要です。														
責任共有制度	対象外（100%保証）														
取扱金融機関	銀行	三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三十三・関西みらい・名古屋・あいち													
	信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・いちい・蒲郡・知多・東濃													
	その他	商工組合中央金庫・信用組合愛知商銀													

※日本政策金融公庫との協調融資の場合、「協調推進枠」でのご利用となります。

3 取扱金融機関(申込受付窓口)

表面の取扱金融機関(愛知県内店舗)、名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課、または当協会にお申込みください。
ただし、経営者保証を不要とする場合は、取扱金融機関(愛知県内店舗)にお申込みください。

4 申込みに必要となる書類

- 信用保証委託申込書
- 個人情報の取扱いに関する同意書
- 創業（・再挑戦）計画書
- 印鑑証明書
- 所得証明書または課税証明書(開業前2年度分)
- 自己資金がある場合、自己資金の確認できる資料(金融機関の通帳など)
- 借入金がある場合、借入金を証する書面(償還表など)
- 不動産をお持ちの場合、不動産登記簿謄本
- 設備資金の場合、計画を証する見積書、契約書等
- 税務署に開業届等を提出している場合、開業届出書(写し)または法人設立届出書(写し)
- 法人の場合、法人の登記事項証明書(商業登記簿謄本) および定款(写し)
- 許認可を要する事業で、既に許認可を取得している場合、許認可証(写し)
- 事業を開始している場合、試算表等
- 決算期を迎えている場合、確定申告書(写し)または決算書(写し)
- 特定創業支援等事業による支援を受けた場合は、名古屋市長の証明書の写し
- 協調推進枠の場合は、個人情報の提供に関する同意書(日本政策金融公庫協调用) またはお申込紹介状

当協会所定様式

※創業（・再挑戦）計画書については、当協会ホームページよりダウンロードできます。
(トップページ>保証制度>新事業創出資金「マル新出」)

※上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

5 お問い合わせ先

◎融資制度全般に関すること

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課

名古屋市千種区吹上二丁目6番3号(中小企業振興会館6階)

電話 (052) 735-2100

◎保証制度等に関すること

名古屋市信用保証協会

名古屋市中区栄二丁目12番31号

電話 (052) 212-3011

